

交総第 472 号

令和2年6月3日

一般社団法人 埼玉県トラック協会

会長 鳥居 伸雄 様

埼玉県警察本部交通部交通総務課長

小倉 悦男 (公印省略)

横断歩道における歩行者保護について (依頼)

貴協会におかれましては、平素から、交通事故防止活動を積極的に推進していただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、県内では、例年6月以降、歩行者の関係する交通死亡事故が高い割合を占める傾向にあり、このうち約7割は、歩行者が道路横断中に車両と衝突しております。

この様な情勢の中、県警察といたしましては、特に「信号機のない横断歩道」における確実な歩行者保護が不可欠と考えており、夏季期間(6、7月中)において交通指導取締り、各種啓発活動を一層強力に推進することといたしました。

つきましては、貴協会会員の皆様にも、道路交通法38条(横断歩道等における歩行者の優先)の規定を改めて御確認頂き、車両を運転する際の模範運転の励行と交通事故防止に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件担当】

埼玉県警察本部交通部交通総務課
対策支援係

担当：古田

電話：048(832)0110 (内線5073)